参考資料－２

中城湾港泡瀬地区環境監視委員会

設置要綱

(名　称)

第１条　本委員会は、「中城湾港泡瀬地区環境監視委員会」(以下、「委員会」という)と称する。

(目　的)

第２条　委員会は、中城湾港泡瀬地区の公有水面埋立事業の工事実施に伴う埋立地周辺の環境影響（大気質，騒音，振動，水質，陸生生物（鳥類），海生生物（海藻草類，クビレミドロ，サンゴ，トカゲハゼ），比屋根湿地の汽水生物等について評価を行うとともに、異常な事態が予想される場合もしくは発生した際には、原因を究明し、所要の措置・対策について検討を行い、事業実施者に対する指導・助言を行うことを目的とする。

(組　織)

第３条　委員会は、各分野を専門とする学識経験者や有識者および地元住民で構成する。

２　委員会の委員は、財団法人港湾空間高度化環境研究センター理事長が委嘱する。

３　委員会の委員は、必要に応じて追加できるものとする。

４　委員会には、委員長を置く。

５　委員長は委員の互選により選任する。

(委員長)

第４条　委員長は、委員会の代表として会務を総理し、会議の議長となる。

２　委員長がやむを得ずその職務を遂行できないときは、委員長が指名する委員が職務を代行する。

(事務局)

第５条　委員会の事務局は、「内閣府沖縄総合事務局開発建設部」、「沖縄県土木建築部」並びに「財団法人港湾空間高度化環境研究センター」とする。

２　事務局は、委員会を招集する。

(開　催)

第６条　委員会は、原則として沖縄県内で年１回以上開催する。ただし、異常な事態が予想される場合もしくは発生した場合等には、臨時開催する。

(会議の公開)

第７条　委員会の資料，議事概要，会議は公開とする。

(雑　則)

第８条　この要綱に定めるものの他、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(付　則)

本要綱は、平成１５年６月３０日から施行する。